

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|------|-------|-------|-------|
| 事務事業名 | 社会福祉法人指導監督等事業 | | | 事業コード | 2130 |
| 所属コード | 061500 | 課等名 | 地域福祉課 | 係名 | 指導監査係 |
| 課長名 | 沼田由子 | 担当者名 | 熊谷修二 | 内線番号 | 2526 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理 | | | | |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|------------|--|-----------------|----------|---|
| 総合計画 体系 | 施策の柱 | いきいきとして安心できる暮らし | コード | 1 |
| | 施策 | ふれあいが広がる地域福祉の実現 | コード | 7 |
| | 基本事業 | 地域福祉の充実 | コード | 1 |
| 予算費目名 | 一般会計 3 款 1 項 1 目 (009-01) 社会福祉法人指導監督等事業 | | | |
| 特記事項 | 総合計画主要事業 | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 | 平成 20 年度 | |
| 根拠法令等 | 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号), 社会福祉法施行規則 (昭和 26 年省令第 28 号), 盛岡市社会福祉法施行規則 (平成 20 年規則第 26 号), 社会福祉法人及び社会福祉事業指導監査実施要綱 (平成 20 年市長決裁) | | | |

(2) 事務事業の概要

社会福祉法人の指導監督に関する事務は、社会福祉法の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が行うこととなっており、中核市への移行に伴い社会福祉法人の業務及び財産状況の検査、措置命令、業務の停止命令、役員了解職勧告、解散命令などを行う。(平成 25 年年度からは一般市も行う予定)

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

社会福祉法の規定により、本市においても、平成 20 年 4 月 1 日に中核市に移行したことに伴い、岩手県からの移譲事務として開始された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

所管する社会福祉法人は 46 法人から 47 法人となっている。

また、平成 22 年度から社会福祉法人指導監査部門と児童福祉施設指導監査部門及び老人福祉施設指導監査部門が地域福祉課に一元化され、指導監査に係る窓口が一本化された。

さらに、平成 24 年度から有料老人ホーム、介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所の施設監査を行うこととなっており、年々監査対象が増加傾向にある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡市の区域内のみを活動対象とする社会福祉法人

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 21年度 実績 | 22年度 実績 | 23年度 計画 | 23年度 実績 | 26年度 見込み |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 社会福祉法人の数 | 団体 | 46 | 47 | 47 | 47 | 50 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・ 指導監査の年間計画策定 (施設監査との連携)
- ・ 指導監査
- ・ 監査の取りまとめ及び指導
- ・ 指導内容の履行確認
- ・ 法人全体指導会
- ・ 特別指導

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 21年度 実績 | 22年度 実績 | 23年度 計画 | 23年度 実績 | 26年度 目標値 |
|--------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 社会福祉法人の指導監査の実施件数 | 件 | 31 | 24 | 27 | 27 | 25 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

社会福祉法人の指導監督を行うことにより, 法人の適切な業務運営に資することとなり, 結果として市民サービスの向上につながる。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 21年度 実績 | 22年度 実績 | 23年度 計画 | 23年度 実績 | 26年度 目標値 |
|-----------------------|--|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 文書指摘を行った社会福祉法人の数 | <input type="checkbox"/> 上げる <input checked="" type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | 団体 | 31 | 23 | 25 | 25 | 21 |
| B 複数年継続指導を要する社会福祉法人の数 | <input type="checkbox"/> 上げる <input checked="" type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | 団体 | 8 | 9 | 4 | 4 | 0 |
| C | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| | □維持 | | | | | | |
|--|-----|--|--|--|--|--|--|

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度計画 | 23年度実績 |
|-----|------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 | ① 国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ② 県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③ 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④ 一般財源 | 千円 | 377 | 452 | 502 | 159 |
| | ⑤ その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 377 | 452 | 502 | 159 |
| 人件費 | ⑥ のべ業務時間数 | 時間 | 6,631 | 8,654 | 8,652 | 8,535 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 26,524 | 34,616 | 34,608 | 34,140 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 26,901 | 35,068 | 35,110 | 34,299 |
| 備考 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

社会福祉法人の指導監督が適切に行われることにより、市民への福祉サービスの向上が図られる。

② 市の関与の妥当性

法定受託事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定受託事務であり現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定受託事務であり、万一不適切な運営を看過すれば法人運営に支障を来し、結果として不利益を受けた利用者＝市民へのサービスが低下するため、本事業を廃止・休止すると大きな影響が生じる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

指導監査従事者の知識の蓄積、監査技術の向上、非常勤職員(税理士等)の活用により、有効的かつ継続的に指導監査を行うことにより適切に法人運営を行うという成果向上が期待できる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正であり、多種多様な社会福祉事業のサービス利用者である全ての市民に対するサービス向上に資するものである。

(4) 効率性評価

福祉サービスの多様化に伴い社会福祉法人及び施設が増加傾向にあり、本事業の事務量の増加が見込まれるが、成果の向上のため、従事者の知識の蓄積、監査技術の向上に向けて研修、非常勤職員（税理士等）の活用等を行い、効率的な指導監査を行っていく必要がある。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

平成 22 年度から社会福祉法人と社会福祉施設の指導監査業務を一元化したことで、業務の効率化と従事者が全ての監査を担当することによる知識の集積と技術の向上が図られている。これにより監査対象の法人、施設の円滑な業務運営に対し、より適切な指導を行うことを目指す。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設及び事業所管課（岩手県、市児童福祉課・介護高齢福祉課・障がい福祉課）と監査の実施に必要な情報交換等の連携を密にする必要があるため、会議開催及び担当者間の打合せを適宜行い、情報の発信及び収集に努める。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

一元化と職員の努力によって、着実に指導の成果が認められる。今後においても 23 年度におこなった一部法人への特別指導や全体指導会における「社会福祉法人の事務手続きについて」の説明などの注意喚起手法等を踏まえ、更なる監査と指導の充実を図っていくもの。

また、権限移譲により増加した監査についても適切に対応できるよう進めていくもの。